

税等の納付状況

区分	人数	所得税					町県民税				
		10万円未満	10万円以上30万円未満	30万円以上	該当なし	滞納者	10万円未満	10万円以上50万円未満	30万円以上	該当なし	滞納者
本人	22	8	9	3	2	0	3	15	3	1	0
配偶者	19	2	0	1	16	0	4	0	1	14	0
親族	24	9	0	0	15	0	4	6	0	14	0
合計	65	19	9	4	33	0	11	21	4	29	0

区分	人数	固定資産税					国民健康保険税				
		10万円未満	10万円以上30万円未満	30万円以上	該当なし	滞納者	10万円未満	10万円以上30万円未満	30万円以上	該当なし	滞納者
本人	22	10	7	1	4	0	1	2	9	10	0
配偶者	19	6	0	0	13	0	2	0	1	16	0
親族	24	2	0	0	22	0	1	0	0	23	0
合計	65	18	7	1	39	0	4	2	10	49	0

区分	人数	軽自動車税					水道料				
		5千円未満	5千円以上1万円未満	1万円以上	該当なし	滞納者	5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上	該当なし	滞納者
本人	22	5	3	5	9	0	10	7	1	4	0
配偶者	19	1	3	0	15	0	2	0	0	17	0
親族	24	2	4	0	18	0	0	1	0	23	0
合計	65	8	10	5	42	0	12	8	1	44	0

区分	人数	公営住宅家賃					住宅新築資金等				
		20万円未満	20万円以上30万円未満	30万円以上	該当なし	滞納者	50万円以上	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし	滞納者
本人	22	0	0	1	21	0	2	0	0	20	0
配偶者	19	0	0	0	19	0	0	0	0	19	0
親族	24	0	0	0	24	0	0	0	0	24	0
合計	65	0	0	1	64	0	2	0	0	63	0

区分	人数	その他使用料				
		5万円未満	5万円以上10万円未満	10万円以上	該当なし	滞納者
本人	22	0	0	0	22	0
配偶者	19	0	0	0	19	0
親族	24	0	0	0	24	0
合計	65	0	0	0	65	0



役場4階 情報公開室

▶「資産報告書」と「意見書」は閲覧できます

資産や税の納付状況など、該当者個人別の詳細な資産報告書が見たい人は、福智町にお住まいであれば閲覧することができます。役場3階総務課で申請後、4階の情報公開室でご覧ください。☎ 役場総務課庶務係 ☎ 22-0555



資産報告書を審査した政治倫理審査会委員のみなさん

町長・副町長・教育長および町議会議員が町政に対する町民の信頼に比べ、公正で開かれた町政の発展につながることを目的とした「福智町政治倫理条例」。その条文には、地位による影響力を不正に行使したり、自己または特定の者の利益を図ることのないよう、不正防止や倫理向上のための措置が規定されています。この中で、政治倫理審査会が行う資産報告書の審査は、意見書提出日から15日以内に住民に閲覧できるようにし、その要旨を速やかに広報紙に掲載することが定められています。

福智町政治倫理条例

地位・肩書き

区分	人数	地位および肩書き			
		現職		将来	
		有	無	有	無
本人	22	14	8	0	22
配偶者	19	2	17	0	19
親族	20	0	24	0	24
合計	61	16	49	0	65

【資産報告状況の続き】



収入・もてなし

報告義務者本人 22人 / その配偶者 19人 / その親族 24人 / 計 65人

区分	給与				報酬				事業所得			
	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし
本人	7	4	0	11	18	0	0	4	3	3	0	16
配偶者									報告不要			
親族									報告不要			
合計	24	4	1	36	31	0	0	33	16	3	0	46

区分	配当金				利子				賃貸料			
	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし
本人	3	0	1	18	3	0	1	18	2	1	2	17
配偶者	2	0	0	17	3	0	0	16	0	0	0	19
親族	0	0	0	24	1	0	0	23	0	0	0	24
合計	5	0	1	59	7	0	1	57	2	1	2	60

区分	謝礼金				その他収入				贈与		もてなし	
	10万円未満	10万円以上50万円未満	50万円以上	該当なし	50万円未満	50万円以上100万円未満	100万円以上	該当なし	有	無	有	無
本人	0	0	0	22	2	2	8	10	0	22	0	22
配偶者	0	0	0	19	5	1	3	10	0	19	0	19
親族	0	0	0	24	1	2	0	21	0	24	0	24
合計	0	0	0	65	8	5	11	41	0	65	0	65